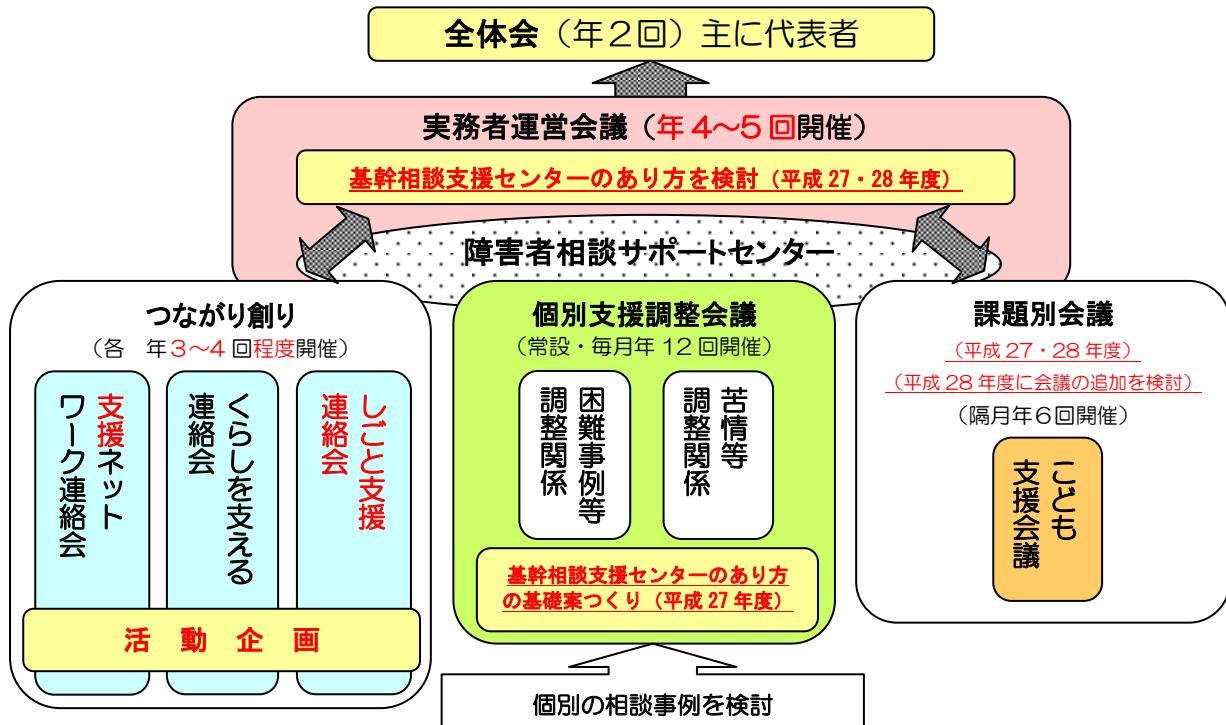


○ 平成27年度の協議会の組織について



<全体会>

個別事例から地域全体までを視野に入れ、各連絡会・各会議の現況の報告を受け、その内容について意見交換し、協議する場。障害関係機関だけではなく、多くの福祉関係機関への周知を役割とする。

<実務者運営会議>

協議会の運営全般に関わり、各連絡会・各会議の進捗状況を把握し検討課題の抽出や進行管理を務めることを役割とする。
また、各会議等からの意見を集約して、平成27・28年度に基幹相談支援センターのあり方を検討する。

<障害者相談サポートセンター（4委託相談事業所）>

市の担当者と共に各部会・各会議の運営に直接関わり促進させる役割を負う。

更に、基幹相談支援センター事業を将来的に担える相談支援者を育成することを目的とする。

<つながり創り>

障害当事者や家族、サービス提供事業所、相談支援事業所、就労支援機関との定期的な会議や活動企画の開催等により、地域連携をより充実させ、ライフステージ毎に切れ目のない支援を確立することを目的とする。

くらしを支える連絡会は、地域生活を支えるために、今ある資源の状況把握と有効活用など、具体的なサービス提供のあり方を検討するとともに、活動企画の開催による地域の課題の抽出や関係機関の連携と支援力の向上を図る。

支援ネットワーク連絡会は、相談支援機関の役割分担などの地域の相談支援体制のあり方やサービス等利用計画等の効果的な推進方法を検討するとともに、地域の相談支援機関とサービス提供事業所等との連携や支援力の向上を図る。

しごと支援連絡会は、企業情報の共有化による就労先の開拓や就労後の職場定着支援などの一般就労に対する支援や受注機会の拡大などによる福祉的就労の場の充実について検討するとともに、地域の障害者就労施設と就労支援機関の連携や支援力の向上を図る。

<個別支援調整会議>

個別事例を扱うことのできる場として構成する。単なる事例検討ではなく、具体的な介入や解決を目指す。

平成27年度は、引き続き、基幹相談支援センターのあり方について、実務者運営会議に提出する基礎案づくりを行う。

困難事例等調整関係は、具体事例への対応を共有することで、そのノウハウを積み上げることにより、支援者のスキルアップを図る。

苦情等調整関係は、利用者の苦情等を受けた相談支援事業所とサービス提供事業所との間に、障害福祉課が第三者役割を負うことで、より穏やかで前向きな解決調整を図る場とする。

<課題別会議>

つながり創りや個別支援調整会議の中で検討・解決を迫られている課題について、実務者運営会議がその解決の目的を明示して会議を設定する。 ⇒ こども支援の課題について、平成27・28年度に検討する。

こども支援会議は、障害のある児童の支援に係る基本情報の作成、その活用方法の検討や関係機関の役割の調整を行うことにより、児童期におけるライフステージに応じた適切な支援や地域の教育と福祉と家庭の連携のための仕組みづくりを目指す。